

ステージまでのアプローチ法を、他のプログラム班に適用する取り組みを進め、随時、そのアプローチ法を改定しています。このアプローチ法は、既に普及が進んでいる福祉実践プログラムのみならず、新規に開発するプログラムに対しても適用可能であることが示唆されつつあります。暫定効果モデルの作成に当たって、日本の既存プログラムでは「評価可能性アセスメント(evaluability

assessment)」を、まず最初に行う必要があり、「評価可能性」の低いプログラムについては、実証的なプログラム評価調査の結果以上に研究者が独自にプログラム理論の作成を進め、効果モデルを構築する必要があると考えられます。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。



児童虐待の援助のあり方についての考察

～平成18年に死亡した事例の分析をとおして～

宮 島 清

次に、宮島清先生の「児童虐待の援助のあり方についての考察～平成18年度に死亡した事例の分析を通して～」ということで、昨年度の共同研究事業の中で行われたものです。よろしく申し上げます。

宮島 宮島です。よろしく申し上げます。大島先生の報告は、とても規模の大きいものですが、私の研究は非常にちまちましたところで、逆にそういうところを狙っていくのが私の役割かと思いません。私は、もともと現場で実践してきて、今は専門職大学院で実務者教員として働いています。

まず、児童虐待を考えるときに、「とんでもないことをするひどい親だな」、「無責任な親だな」と理解されることが多いと考えています。その親の過酷な、あるいは無責任な行動によって辱められ、痛め付けられ、非常に厳しいところを知らされているかわいそうな子ども。そのような状況がありながら、「動かない行政」があるという構造で児童虐待は語られてきました。

大体、マスコミの報道によってさまざまな動きが出てきたことから、こういう傾向が出てきているのではないかと思います。マスコミの果たした役割は、非常に大きなものがありますが、それ故に「偏ったものが出てきているのではないかと

いうのが、私の問題意識になっています。

今の児童虐待防止法は平成12年にできましたが、戦前の昭和8年にも旧法として児童虐待防止法ができました。このときも明治の終わりから、大正、昭和の頭にかけて、さまざまな虐待があり、それが新聞に報道されました。その報道の結果、世論が非常に盛り上がり、「児童保護が必要だ」という問題意識が出て旧法ができました。

全く同じような流れによって、昭和の初めにできた法律と平成にできた法律には共通点があります。ただ、それ故にさまざまな偏りとゆがみが生じているところがあるのではないかと。市民に求められるものは、発見であり、通告であり、「行政に言うけれども、行政がきちんと動かないのは、とんでもないぞ」という声が基本的なパターンになっています。

最近読んだ本に、江戸時代の「捨て子」の本があります。それによると、江戸時代は、捨てた親よりも、見つけたにもかかわらず何の手立てもしなかった一般の人のほうが、量刑が重いという研究もされています。現代においては、市民として、隣人として責任を持って初期対応するというよりも、すべてを「通告」ということで、そういったやるべきことを置き換えているという傾向がある

のではないかと考えます。

その結果、行政に求められるものがどういうものになったかという点、「通告を放置しないんだ」ということです。そして、速やかな安全確認をする。ひどい親に対しては、毅然とした態度をする。そうすると、親子の分離が非常に増えてきますので、その受け皿を確保しなければならないという流れになってきました。

平成12年にできた「児童虐待防止法」は、「3年後の見直し」と言われたわけですが、実質的には4年後の見直しでした。そしてまた、3年後の昨年度に見直しがされました。中身は、「発見を促進する」、「通告を促進する」。虐待をされている児童が、この時点では通告の対象になっていたのですが、「疑いでも通告をしていいんだよ」というかたちになりました。

教育とか福祉にかかわる者については、もちろんソーシャルワーカーも入ると思いますが、特別に発見しやすい立場にあるということで、努力義務が改めて明記されています。また、通告しても、それが保育所とか学校とか何らかのプライバシーにかかわる情報を得ているわけですが、そこで、通告しても守秘義務違反ではないということが定められました。

「発見」、「通告」の促進だけではなく、「速やかな安全確認」と「一時保護」を行うために、さまざまなことが規定されています。通告を受けて安全確認をすることが定められていますが、「近隣に聞き込みをしていいですよ」、むしろ「しなさい」ということが書かれています。あとにトラブルが生じますので、最初は「警察に協力できる」という規定だったのですが、「しなければならない」という規定に改められています。

また、これは児童虐待防止法には書いてありませんが、昨年の冬の段階で、児童相談所の運営指針のほうに、安全確認まで「48時間以内である」という明確な時間設定がされるようになりました。今回の改正によって、安全確認をすることを、前は「努める」という表現が使われていましたが、はっきりと「しなければならない」という義務に

なっています。あとは、「児童相談所が呼び出しをする。来なければ、再呼び出しをする」という規定が設けられました。

また、強制的な立ち入り調査。以前から立ち入り調査は決められていたのですが、「鍵を壊してはいけない」ということになっていました。しかし、裁判所の承認が必要になりましたが、「鍵を壊して入っていいですよ」と、「臨検」という表現が使われていますし、今度は「搜索」も規定されています。

また、地域で子どもたちの状況をつかんで、見守りをしたり対応をする組織を立ち上げることになっていきます。それが、最初は「できる」というものだったのが、「しなければならない」というかたちに定められ、改正するようになっていきます。

この状況について、私自身は必要なことだったと思っています。さまざまな悲惨な事件があったということで、それは防がなければいけないという認識を一つにしています。実際、日本でこの20年ぐらいに起こった歴史的な事実だったと思います。

しかし、「この施策の流れによって偏りが生じているという問題意識を私は持っている」と、言いましたが、「現場において失ってきているものがある。偏ってきているものがある。大切にされなくなっているものがあるのではないか」という問題意識を持っています。まさに、それは、矢部先生が最初に話した、「現場からソーシャルワークが失われてきているんだ」といった危機感を感じています。

実際の「児童虐待防止法」については、先ほど言ったような点だけではなくて、例えば第4条に「総合的な施策を国も地方公共団体もしなければならない」ということが明記されています。しかし、それに対する一般の注目度は非常に低いものですし、実際にそういう体制整備がなされていません。

平成18年と19年の市町村における児童担当の職員数は、市町村の合併等があった関係もありますが、大幅に何百人という単位で減っています。大

体、市町村に1名しかいませんので、市町村数が減ると、対応の人員そのものが削減されて、この状況とは全く逆のことが実際は起こっていると言えます。

そういった問題意識から、今回はちょっと調べ事をしたということです。「ちまちましたやり方だ」と言いましたが、やったことはこの二つのことです。一つについては、難しいことですが、平成18年に亡くなった子どもの全数をとりあえず調べてみようと思いました。二つ目は、この死亡事例の中で、どうしても丁寧にもう少し見てみたいといういくつかの事例について、事例研究をしてみようと思いました。

しかし、両方とも、非常に情報が得られないものです。たとえ、自治体の職員でも、自分の都道府県、市町村にいればできるかもしれませんが、そうでなければ、検証委員会が何かに入っていく以外に方法がない問題です。それでどうしようかと考えるわけですが、方法としては、警察庁の統計を調べて、実際に何人ぐらい死んだのか確認してみよう。そして、これに相当する事例について、新聞報道がインターネット上に再録されています。インターネットの情報はちょっと危ないと思いますが、「何々新聞の何日」ということが明記されている情報を拾い上げて、記事を一つ一つ読んで、それを表にしてみました。

こちらについては、社会的にも非常に注目された事件です。裁判結果などはその後の報道に出ていますので、現場から来た教員として、ソーシャルワーカーの視点で再吟味してみようというアプローチ方法を探ってみました。

ここに「問題意識」と書きましたけれども、こういった死亡事例の検証は厚生労働省でもやっています。しかし、私はこれに対して、「ちょっと問題だな」と思っています。

既に3年か4年連続してやっているのですが、かなり深いものが出ています。私がこの調査をやったときには、まだ同じ年度の18年の調査が公表されていませんでした。しかし、この3月ぐらいに公表されました。それを自分でやったものと比べ

てみましたけれども、だいぶ大風呂敷ですが、「国の調査はレベルが浅いな」と、勝手に思いました。

というのは、すばらしい吟味をちゃんとしているのですが、メンバーが3、4年代わっていないのですが、そうすると、視点が固定化されているので、「コメントなどが平板になってきているな」という感じがします。厚生労働省という立場、その研究班でもなければ、こういった実際の検討はできません。でも、それをやることがある一部の研究者だけに独占されているとも言えると思います。

そうすると、そのメンバーがずっと代わらないと、同じ見方しかできないのではないかということです。十分でないにしても、別の見方、別の視点でこういうレビューをしてみることは、私は必要だと思いますので、ちまちましたものでも続けていこうと考えています。

ちなみに、厚生労働省は年度でやっています。これについては、年でやっています。そこで、必ずしも数は一致していません。数というのは、警察庁の「少年事件の概要」というところで拾いました。検挙された事件、虐待によって、その被害児童数を取り上げています。今回分析した平成18年では、59件ありました。平成17年は38件。平成19年については、37件が報告されています。

そして、その数に相当するものを新聞記事から拾ったわけですが、数はほぼ一致しました。ただ、両者が本当に一致しているかどうかはわかりません。新聞で拾えたものの数と、たまたま警察庁が発表したものの数が一致したということですから、実際は入れ替わっている事例も少なからずあるかもしれないと思っています。ただ、それ以外に手立てがないものから、これを頼りに60余りの事例を子どもの年齢、死因、加害者等について調べてみました。それがこの表です。

実は、資料の6ページに一覧表を掲載しましたので、ご覧ください。これを作るために、とにかく記事をよく読んで、その記事についてコメントを書いていったというものです。ここに、数字が「分類」と書いてありますが、「これは身体的な虐待だな」、「これはこういう分類だな」ということ

で入れています。ここの脇に印がありますが、実は印が四つありまして、それが詳しくケースレビューをした事例です。全体で62事例、ケースレビューが4事例です。

まず、「a」「b」「c」と大きく三つに分かれましたが、半分以上の32については、「心中」、「育児ノイローゼ」、「精神疾患を持っている保護者」ということで、そういう状況が間違いなくあります。心中が非常に多いということに改めて気付きました。いわゆるイメージどおりの虐待という身体的な暴力は18件、ネグレクトに分類されるものは12件でした。

死亡原因については、重複していますので、より常識的なものを拾うというかたちを採りました。記事を読んでみますと、身体的暴力とネグレクトは重複していますので、どちらかわからないものもありますが、主要な原因の方に分類しました。ただしこの辺は、見分けがつきにくいところもあります。

そして、「心中が非常に多い」と言いましたがその中でも、「育児ノイローゼや精神疾患が絡んでいるものがかなり多い」。さらにその中でも、「加害者がお母さんであるものが非常に多い」ということがわかります。心中の場合は、お二人とも死んでしまうこともあるので、その場合いったいどちらがやったのかわからないということで、「不明」というものもあります。

虐待の統計を見ますと、「実母」が一番多いという結果が発表されています。では、「お母さんが悪いのか」ということですが、そうとはいえません。厚生労働省の統計を見てもそうですが、実のお母さんが育てているのが一番多いから、多いのは当たり前です。児童相談所の統計等ですと、お母さん自身が「私のやっていることは、虐待でしょうか」といった自分からの告白、相談についても1件というカウントになりますので、当然、「お母さんの虐待が多い」というのは、当たり前のことになります。心中の加害者でも、「お母さんが一番多いから、お母さんが悪い」ということではないことを踏まえておきたいと思います。

次は、暴力と年齢の関係ですが、大阪の岸和田市の事件がおこって、「年齢が高いことを持って安心材料として受け取ってはいけない」と言われるようになりました。確かにそう思いますが、数の上からすれば、学齢以上は非常に少なく2人でした。学齢の2人のうち1人は、畠山（鈴香）容疑者が橋の上から投げ落とした事件です。この他は全て乳幼児です。明らかに乳幼児のリスクが高いと言えます。

次はネグレクトですが、この場合非常に多いのは、出産後すぐに遺棄したもので、明らかに目立ちます。印象にも残るので、3分の1が多いか少ないかは難しいところですが、私は非常に多いと思います。出産後すぐに遺棄したというのが、4件程ありました。「暴行もあり、食事を与えない」のが2件。暴行の記載はないけれど、「無視、放置、衰弱」が5件ありました。

よく言われる、「車中に放置してパチンコをしていた」というのは、業者も気を付けるようになったし、社会的認知が付きまわったので減っていますが、残念ながらこの年にも1件発生しています。新生児遺棄が3分の1を占め、放置されたり、食事を与えないで衰弱する場合は3分の2を占めると言えます。

あと、ネグレクトで思ったのは、年齢別に拾ってみると、やはり乳児が非常に多いということです。この年に限ったことかもしれませんが、もう一つの山が、3歳ぐらいです。言葉がある程度ははっきり言えるようになってくる年齢辺りに、もう一つの山が少なくともこの年にはありました。

これらを見ていくと、マスコミ報道によって、「とんでもない親が、暴力を振るう」というイメージを抱いている私たちですが実際のところは、「そのために強制的な力の介入、鍵を壊しても入ることが、本当に必要な対応なのだろうか。それが必要かもしれないが、それが本当に中心的なことなのだろうか」と、いうことを思われます。

本当に必要なことは、「親子心中への対策を進めること」、「新生児遺棄への対策を進めること」、「母子家庭の生活を安定させるための施策を進める

こと（暴力的な内縁の夫・交際相手から母子を守ること）、施設に入っていた子どもも多いわけなので、「離れていた親子が一緒に生活するときの支援を丁寧に行うこと」、3歳ぐらいの子どもが、言葉が達者だからといって、年齢不相応な要求をする結果、暴力が起こったり、ほったらかしにして閉じ込めてしまうということから考えれば、「子育ての無知や孤独な子育てへの対策をすること」。子育てで支援と虐待防止は、全然別のもではありません。

中には、育てることが難しい親の場合もあります。それは、決して倫理に反することではなくて、「きちんと人に託す」、「離れて暮らす」という選択肢を与えることも重要なことです。必ずしも、介入権限の強化が中心にあるのではないと考えます。

ちなみに、「この年だけだったのか」ということにならないために、本当は19年、今年もやりたいたと思います。残念ながらまだ出来ていません。結構時間がかかる作業なので、夏休みに取り組むつもりですが、実は今朝、今年の6月にどんな話題が報道されていたかを拾ってみました。

まず、6月6日に報道されたものと、「山梨県の学校の女子トイレに生後間もない男児の遺体が捨てられていた」というものがありました。6月7日は、犯行時ではなくて裁判があったということですが、「小学校4年生を自宅でお母さんが首を絞めてしまった」というものです。犯行時は心神喪失だったということで、不起訴処分になっています。

6月17日は、「虐待が4万件を超えた」という厚生労働省の発表が報道されました。21日は、暴力団の男が子どもを預かっていたけれど、お使いに出したけれど、間違ってきた。「何で間違えた」と怒って、火で熱したステンレス製のお玉を押し付けたり、熱湯を掛けた事件です。これなどは、典型的な虐待です。

次は、宇都宮市の事件で、3歳の子どもを30歳のトラック運転手の男が投げ付けた事件です。この男は、昨年7月に、次女の保護責任者遺棄致死で刑務所に入って出てきた男です。今回は、こう

やって殴ってしまったわけです。

1月の事件発生時の記事を見ると、「浅川（達也）容疑者が刑期を終えるまでの間、子ども6人を保護した県中央児童相談所によると、保護終了後も職員が月に1回程度、同容疑者宅を訪問。養育について相談に乗っていたという。家族や近隣住民、子どもが通学する学校などからは、同容疑者が子どもを虐待していたなどの相談はなかった」とされていますがこれも、実は引き取りケースだったということです。

今日の新聞の38面には、「小学校3年生の長男を絞殺したとして3月に逮捕された人は、刑事責任能力に問題あると判断して不起訴処分になった」とありました。今年の6月だけのものを追っても、18年の調査内容とほぼ一致する状況があります。この辺を19年、20年と続けてやっていきたいと思えます。

時間がないので、この他の事例ではできませんが、細かい分析を、この四つの事件についてはやりました。これについては、授業でも採り上げていくつもりですので、ここでは一つだけを拾ってみます。

事例研究の方法については、新聞報道の記事をいったん取って、それから受けた印象と、あとの裁判の記録など、報道がたくさんある事例ばかりですから、その情報を組み合わせて実際には、どのような内容だったかを見たいうえで、これを比べるということをやってみました。

例えば、北海道の苫小牧市の事件は、21歳の女性が2人の子どもを育てていました。過去に次男は死んで、4歳と1歳半の子どもを養育していました。実は、この母親が11月ごろに家を空けて、1カ月ぐらいあとに帰ってきたら、4歳の子どものは、家にあった生米とか生ごみとか、ケチャップとかマヨネーズをなめて生き延びていた。1歳半の子どものは既に死んでいました。死んでいた子どもの死体を愛人宅の物置に隠したという、ひどい事件です。「とんでもない」という行政関係者のコメントが載っていました。21歳のお母さんは「とんでもない人」と描かれています。

しかし、これをソーシャルワーク的によく見てみれば、4歳の子どもを最初に産んでこの時21歳ですから、妊娠したときは16歳で、17歳ぐらいで産んでいたことがわかります。その後2人の子どもも産んでいるので、現在21歳ということは、17歳から21歳までずっと、いつも妊娠していたか新生児を抱えていたことが明らかです。間の子は事件性はないとされましたが死んでいました。

実は、この母子は生活保護を受けていたのですが、2人は保育所に入っていました。保育所に入っていたけれども、このお母さんがきちんと送り迎えをしないというので、退園させられています。そこでこの母親は、なおさら養育できなくなったので、夏にもう1回、保育所の入所申請をしたけれど、「いっばいだ」ということで断られています。そのあと、どうにもならなくて、9月になってこの女性は、「子どもを育てられないから、預けたい」と市役所に言ってきます。

実際に相談に行ったところ、この女性は自分で秘密を抱えることができずに、全部本当のことを言ってしまうので、「交際相手がいる」と、「その交際相手がいるので、面倒が見られない」と言いました。あと、「夜のアルバイトを始めた」と言っています。そのために、「交際相手がいるのなら、児童扶養手当は打ち切りです」と、「アルバイトを始めたのなら、生活保護は打ち切りです」と言われて、「もう、どうでもいいや」となって放置して、1カ月後に死んでいるという事件です。

生活保護が打ち切りになるとか保育所に入れなかったことはやむを得ないことだとしても、その時点で、これだけのハイリスクがあるということが、きちんとアセスメントされていない。その視点からきちんと聞き取りがされていないといったところに、この事件の発生を防げなかった真の原因が間違なくあると考えます。

警察的な介入でしか救えない事例も確かにあります。「病的な性格傾向を有する保護者の事例」、「同居男性による暴力」、「実子でも同居していなかった期間が長い事例」、「性的な関係の強要がある事例」などがそれに当たります。しかし、本気で

子どもを守ろうとしたときに、家族支援こそ必要であり、このような場合、「ひどい親」といった見方が、むしろ妨げになります。

今の事例などは、親の素行によって子どもへの支援を遮ってはならない。だめな親に対する甘やかしであると思えたとしても、親の身勝手なSOSであろうとも、子どもを守るためには、いったんはそれを受け止めることが必要です。

ほかの事例を見ても、必ずチャンスはあります。自分から相談した事例が、実にたくさんあります。ただ、相談したところできちんと受け止められていません。チャンスをふいにしたうえに、死に至っています。それは、児童相談所に限ったことではなく、むしろ保育所とか福祉事務所の窓口で多く認められます。そういったことを直視して、そこをやるのが本当に大事です。保護者をも子どもと同様に救い出すことが必要です。排除しないことが必要です。力による介入だけでは、子どもの命を守ることはできません。このことがきちんと認識されないといけません。

あとは、いろいろな事例分析の中から、「さまざまに安易に使われている『見守り』という言葉の実質を考えてみよう」とか、「訪問をするとき、何故反発を受けたのか、その意味を考えてみよう」とか、「アセスメントの視点はどうか」といったことを考えています。

今日は紹介しなかった事例などでも、保護者の状態はいつも変化していて、いいときもあれば、悪いときもあります。変化は、波を打ちながら進むものです。波をずっと打ちながら、悪い状態でもある一定のレベルよりも上に行ったときが本当の安定です。どうしてもありがちですが、点でだけ安定を見るようなことがあってはならないし、いい変化も悪い変化も絶えず一本の線ではなくて、並行して起こることもあります。そういったことも十分に気を付けなければいけません。

一番大事なものは、平板な理解で「悪い親」と、親の個人的な資質とか問題行動を認めさせて、親をプログラムに乗せるというところから自由になることです。そこに関心が集中している現在の虐待

対応の在り方そのものを疑問に思うことです。社会構造が、不安定な家庭状況を生み出している。その貧困の連鎖がずっと続いている中で虐待が起こっている。そのことをきちんと見据えて、現在の政策などを研究し直すことが大切だと思います。

非常にアバウトなものなので、まだ、言い切っていないかどうか、疑問とか指摘もあると思いますが、事例の中では、少なくとも仮説のレベルでは、こういう点を言ことができると考えます。以上です。

矢部 ありがとうございました。宮島さんと私で、児童虐待について2人でどこかで話したことがあります。「同じような視点で非常に専門職大学院らしい指摘だ」と、お互いに納得しました。質問ありますか。よろしいですか。

これからもわれわれの仲間として、ともに頑張っていきたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、午前中の教員発表の時間を終わります。

(終了)